

|| サリーレグループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[2]
2025

2025年2月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば
当事務所までお問い合わせください。



国税も！地方税も！暮らしにとけこむ キャッシュレス納付！
株式・配当・利子と税
国税庁「収受日付印の見直しに関するQ&A」
改めて確認する就業規則作成の意味
低下傾向にある若年労働者がいる事業所の割合
令和6年度65歳超雇用推進助成金のご案内
人手不足の進行で約3社に1社となった65歳以上定年企業

国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続



インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、
国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法



詳細は国税庁ホームページ
「国税の納付手続」へ

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



地方税の

キャッシュレス納付方法

は3ページへ

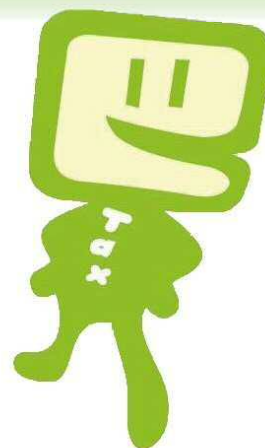


リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の廃棄を
リサイクルできます。
令和6年9月

国税も! 地方税も!

暮らしにとけこむ

キャッシュレス納付!



国税庁e-Taxキャラクター: イータス

e-Tax

いつでも
どこでも

簡単納付



エルタックス
eLTAX



eLTAXイメージキャラクター: エルレンジャー



国税庁



総務省

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

金融庁
Financial Services Agency

日本銀行
BANK OF JAPAN



一般社団法人
全国銀行協会

一般社団法人 全国地方銀行協会
REGIONAL BANKS ASSOCIATION OF JAPAN

一般社団法人 第二地方銀行協会
The Second Association of Regional Banks



自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おススメ!

源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



- ①申告等データ送信 →
- ②メッセージの受信 ←
- ③ダイレクト納付手続 →



自動ダイレクトを利用すると…

- ①申告等データ送信 +
ダイレクト納付手続



自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は
各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした
場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	随時税務署
添付書類	なし
提出年月日	令和6年5月27日

自動ダイレクト

※本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは①
※従量等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

- ☒ 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、
下記の口座からの引落としにより納付します

申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ
「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は
「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
マニュアル」をご覧ください。



地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「eL マーク」があれば、
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。



イメージキャラクター：エルレンジャー

お手元納付書の「eL マーク」「eL-QR」
をご確認ください!



キャッシュレス納付の一覧表

	キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
eLTAX	スマホ決済アプリ	eL マーク 及び eL-QR の付いた納付書がある税目 例：固定資産税、都市計画税、自動車税・軽自動車税（種別割） その他税目※	 地方税お支払サイト
	ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税（地方法人特別税） ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税（特別徴収分・退職所得に係る納入申告） ・都道府県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割） ・地方たばこ税、入湯税、ゴルフ場利用税、宿泊税	 eLTAX 地方税 ポータルシステム

※対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

よくある質問 Q & A

- Q1 どのような支払方法が利用できますか？
A1 地方税お支払サイトではクレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。
- Q2 支払を始めるには何を準備すればいいですか？
A2 お手元に「eL マーク」の記載がある納付書を用意して、地方税お支払サイトにアクセスしてください。各種決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払いください。
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
- Q3 いつ利用できますか？
A3 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。
※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。(いずれもシステムのシステムメンテナンス時間を除きます。)
- Q4 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要がありますか？
A4 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。
※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株式・配当・利子と税



株を売ったのですが、税金はどうなりますか？

株式等譲渡益課税制度

株式等の譲渡益は、原則として確定申告が必要となりますが、金融商品取引業者等のどのような口座で取引したかによって手順が異なります。

- 「株式等」とは、株式、投資信託、公社債などをいいます。
- 株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要となり、上場株式等（上場株式、公募投資信託、国債、地方債、公募公社債など）の譲渡益と一般株式等（上場株式等以外の株式等）の譲渡益をそれぞれ他の所得と区分して税額を計算します。
- 金融商品取引業者等を通じた上場株式等の取引には、「一般口座」、「特定口座」及び「非課税口座（NISA）」での取引があります。

◎株式等の譲渡益に係る所得税額（住民税額）の計算方法

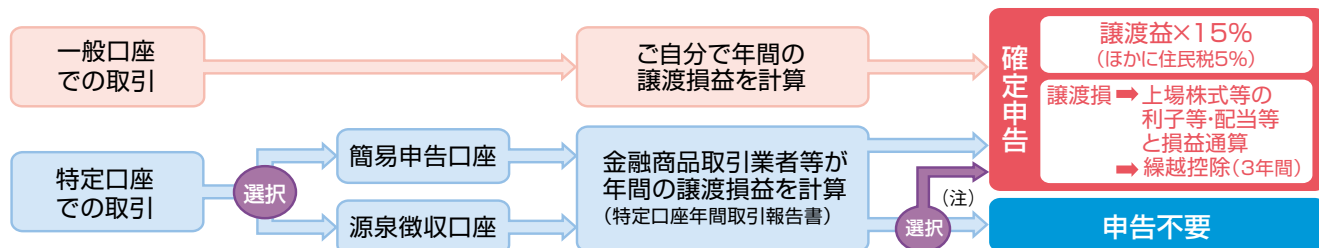
$$\begin{aligned} & \text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{委託手数料等}) = \text{譲渡益} \\ & \text{譲渡益} \times \text{所得税} 15\% (\text{ほかに住民税} 5\%) \\ & = \text{所得税額 (住民税額)} \end{aligned}$$

注1: 2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を売却した場合の「取得費」は、総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

注2: 確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほかに復興特別所得税（所得税額の2.1%）がかかります。

特定口座

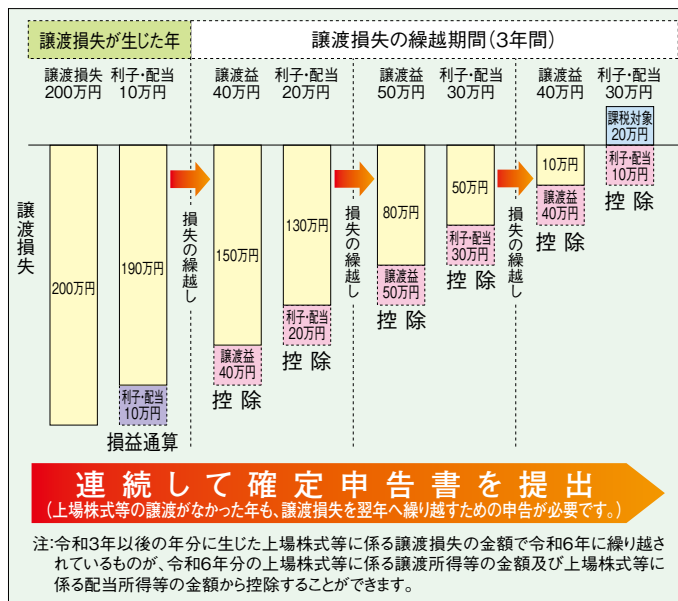
- 金融商品取引業者等に「特定口座」を開設している場合は、この特定口座での取引については、「簡易申告口座」か「源泉徴収口座」を選択することができます。
- 「簡易申告口座」の場合は、金融商品取引業者等から送付される特定口座年間取引報告書により簡易に申告することができます。
- 「源泉徴収口座」の場合は、さらに、その口座内における譲渡益について、申告不要を選択することができます。



注:「源泉徴収口座」における上場株式等の譲渡所得等について、令和5年度分（令和4年分）までの住民税においては、所得税と異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度分（令和5年分）以後の住民税においては、所得税と同一の課税方式が適用されます。

上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

- 上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等の利子等・配当等と損益通算することができます。また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等の譲渡益及び上場株式等の利子等・配当等から繰越控除することができます。
- 注: 上場株式等の利子等・配当等のうち、上場株式等の配当等（配当所得）については、申告分離課税を選択したものに限りです。なお、大口株主等が支払を受けるものについては、申告分離課税を選択できず、総合課税となります（→P26「利子等・配当等の課税関係」参照）。
- 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要があります。
- また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります。
- 源泉徴収口座に上場株式等の利子等・配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。



NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)

◇NISAの概要(令和6年1月1日以後)

	つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)	併用可	成長投資枠 (特定非課税管理勘定)
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において18歳以上の居住者等		
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益		
口座開設可能期間	制限なし		
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし		
非課税保有限度額	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
	内、1,200万円		
投資対象商品	一定の投資信託		一定の上場株式・投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

注1:令和5年以前にNISAにおいて投資した商品は、つみたて投資枠や成長投資枠の外枠で非課税の対象となります。

注2:非課税口座で取得した上場株式等を譲渡したことにより生じた損失は、ないものとみなされます。



利子や配当は申告する
必要はありますか？

利子等・配当等の課税関係

預貯金の利子は申告不要です。株式の配当や特定公社債の利子は確定申告することが原則ですが、確定申告不要制度を選択することができます。

預貯金等の利子等に対する税金

預貯金、特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、その収入に20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり、確定申告することはできません。

注:「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された一定の公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

なお、国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要となります。

株式等(上記の特定公社債以外の公社債などを除きます。)の利子等・配当等に対する税金

● 次の区分に応じ、利子等や配当等の収入に以下の税率を掛けた金額が源泉徴収されます。

① 上場株式等の利子等・配当等(大口株主等が支払を受ける配当等を除きます。)
20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の税率

② 一般株式等の配当等及び大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等
20.42%(所得税等のみ)の税率

注:大口株主等とは、上場株式等の発行済株式等の3%以上を保有する方をいいます。

● 株式等の利子等・配当等は、原則として確定申告が必要となりますが、一定のものは、確定申告不要制度を選択することができます。

① 確定申告における課税方法

〈総合課税〉株式等の配当等は、配当所得とその他の所得を合計して総所得金額を求め、確定申告によって源泉徴収されている所得税等を精算します。その際、配当控除を適用することができます。

〈申告分離課税〉株式等の配当等のうち上場株式等に係るもの(大口株主等が支払を受けるものを除きます。)については、総合課税でなく、申告分離課税を選択することができます。ただし、配当控除の適用はありません。また、特定公社債等の利子等については、申告分離課税のみとなります。申告分離課税の場合、税率は所得税15%(ほかに住民税5%)となります。また、所得税のほかに復興特別所得税(所得税額の2.1%)がかかります。

注1:特定口座(源泉徴収口座)に上場株式等の利子等・配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに、同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。

注2:申告する上場株式等の配当等(配当所得)の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

注3:上場株式等の配当等について、その支払を受ける方と同族会社の保有する株式等を合算して、株式等保有割合が3%以上になる場合は、総合課税となります。

② 確定申告不要制度

次の配当等は申告不要とすることができます。

・上場株式等の利子等・配当等で、大口株主等が支払を受ける配当等以外のもの

・少額配当等(1銘柄について1回に支払を受けるべき配当等の金額が、次により計算した金額以下である配当等)

10万円×配当計算期間の月数(最高12か月)÷12

注1:「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。

注2:住民税は、所得税において確定申告不要制度を選択した少額配当等についても、他の所得と総合して課税されます。また、一定の配当所得について、令和5年度分(令和4年分)までの住民税の申告においては、所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度分(令和5年分)以後は所得税と同一の課税方式が適用されます。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

国税庁「収受日付印の見直しに関するQ&A」

国税庁はこのほど、「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」を更新した。これは今年2月1日付で同庁ホームページに掲載されたもので、これまでに2回更新されている。今回の更新は11月22日付。国税当局では、税務行政のデジタル化に伴う各種手続き見直しの一環として、**2025年1月1日から申告書などの控えへの収受日付印の押なつを行わないこととしている**。「Q&A」では、次の8つの問いに答えている。

「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」

問1 今般の見直しの趣旨を教えてください。

国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

令和5年度のe-Tax利用率は、所得税申告で69・3%、法人税申告で86・2%に達しており、今後もe-Taxの利用拡大が見込まれるほか、「申告書等情報取得サービス」などのDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月1日から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことといたしました。

問2 なぜ、令和7年1月1から取扱いを見直すこととしたのか。

十分な周知期間を確保し、納

税者の方や関係機関の方々に對して丁寧な周知・広報を行う必要があることを踏まえて、令和7年1月1から取扱いを見直すこととしました。

問3 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。

e-Taxを利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により確認することが可能です。

書面で申告した場合であっても、所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報開示請求」「納税証明書交付請求」により確認することも可能です。

なお、申告書等の控えへの収受日付印の押なつは行いませんが、申告内容等の事後の確認などのため、必要に応じてご自身で、控えの作成及び保有をいただきますようお願いいたします。

オンラインを利用しない場合であっても、従来どおり、税務署において「保有個人情報開示請求」「申告書等の閲覧サービス」「納税証明書の交付請求」

といった手段により確認することも可能です。

また、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したもの、希望者にお渡しいたします。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対して、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

仮に、申告書等を提出したにもかかわらず、税務署等から「申告書等が提出されていないのではないか」といった問合せがあった場合には、納付状況や他の証拠書類を確認しつつ、税理士及び納税者の方からの聴き取りなどを行った上で、そのリーフレットと申告書等の控えなどを確認させていただくことで、原則として、その日に税務署に到着し、申告書等を提出されたものとして取り扱います。

問4 金融機関や行政機関等から収受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。

国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直し内容について事前に説明等を行い、「令和7年1月以降は、各種の事務において収受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを徹底するようお願いしてきています。

今後、マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書

が参照可能になる予定です。（令和7年1月対応予定）
また、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になる予定です。（※注）（令和7年5月対応予定）

問5 申請書等の取下書や充当申請書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。

「充当申請書」については、令和6年1月1日から、PDF形式で提出する「イメージデータで送信可能な手続」の対象手続に追加しました。

また、令和6年11月1日から税理士等が「税務代理権限証明書」の「その他の事項」欄に申請書等の取下の意向を入力するうえ、代理送信いただければ、税務署等において「申請書等の取下書」として取り扱うこととしました。

問6 収受日付印を押なつた控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。

e-Taxでは、本人（法人）情報や申告の参考となる「各税目に関する情報」について、納税者本人が確認することができ、「マイページ」を提供しており、「申告の種類」（青色申告か白色申告）や「簡易課税制度選択届出の適用状況」などを確認することができます。

今後、マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書

が参照可能になる予定です。（令和7年1月対応予定）
また、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になる予定です。（※注）（令和7年5月対応予定）

既に「委任関係の登録」を行っている税理士の方は、改めて「委任関係の登録」を行うことなく参照することができ、参照に当たっては、税理士の方の電子証明書による認証が必要となります。

令和7年5月時点では、電子通知を希望した通知書等など、参照できない情報があります。

（参考）マイページの「各税目に関する情報」で確認できる主な情報
（個人）情報更新は年1回、例年1月中旬以降。確認にはマイナンバーカードが必須。

消費税：「簡易課税制度選択届出」「課税事業者選択届出」「課税期間特例選択届出」の適用状況、中間納付税額、中間納付譲渡割額
（法人）情報更新は年1回、事業年度末からおおむね1か月以内

法人税：申告の種類（青・白区分）、中間申告分の法人税額、中間申

告分の地方法人税額、申告期限の延長の特例に関する事項・申告期限延長期間、電子申告義務の有無
消費税：課税期間特例選択届出書の適用状況、中間申告分の消費税額、中間申告分の地方消費税額、申告期限の延長に関する事項・申告期限延長期間、電子申告義務の有無

告分の地方法人税額、申告期限の延長の特例に関する事項・申告期限延長期間、電子申告義務の有無
消費税：課税期間特例選択届出書の適用状況、中間申告分の消費税額、中間申告分の地方消費税額、申告期限の延長に関する事項・申告期限延長期間、電子申告義務の有無

問7 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。

窓口等で申告書等を提出する場合は、職員に対し、リーフレットの交付を希望する旨を申し出てくだ

さい。郵送等により申告書等を提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封して送付してください。

また、リーフレットの後日交付依頼や

紛失した場合の再発行依頼があった場合は、日付・税務署名の記載されていないリーフレットを交付します。

メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていたものでありますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。

メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていたものでありますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。

メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていたものでありますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。

メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていたものでありますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。

メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていたものでありますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。

（参考） 当分の間交付するリーフレット

窓口用

申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和●年●月●日 ●●税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。国税庁・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月1から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、所得税・法人税・消費税（青色申告）の申告書等です。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

（以下に○を欄外、提出書類の記録等に記入ください。）

年分	税	申告書
☐	☐	☐
☐	☐	☐
☐	☐	☐

申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

- 申告書等情報取得サービス（オンライン申請）
国税庁のホームページから、e-Taxを利用して、所得税の申告書等、青色申告決算書及び青色申告のイメージデータ（PDF）をダウンロードすることができます。
- 保有個人情報の開示請求（オンライン申請）
税務署に保有する個人情報を開示請求することにより、提出した申告書等の内容を確認することができます。
- 納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請）
納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請）
手数料（納税）として1年度1回につき400円（オンライン申請の場合は300円）がかかります。

郵送用（返）

申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

書面で提出された申告書等を受け付けました。国税庁・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月1から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、所得税・法人税・消費税（青色申告）の申告書等です。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

（以下に○を欄外、提出書類の記録等に記入ください。）

年分	税	申告書
☐	☐	☐
☐	☐	☐
☐	☐	☐

（以下に○を欄外、提出書類の記録等に記入ください。）

年分	税	申告書
☐	☐	☐
☐	☐	☐
☐	☐	☐

改めて確認する就業規則作成の意味

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

先日、途中で入社した従業員から就業規則を見せてほしいと言われました。当社ではイントラネットに公開しているので、その保存場所を伝え、見てもらったのですが、前職では印刷したものをもらっていたという話がありました。印刷して渡す必要があるのでしょうか。



社労士

会社には周知義務があり、従業員が見たいときに、いつでも見られるようにしておく必要がありますが、印刷して渡すことまでは求められていません。



なるほど。前職の会社では、なぜ印刷して渡していたのでしょうか？



就業規則は、従業員の賃金や労働時間などの労働条件、従業員に期待することや従業員として守らなければならない職場の規律などを明文化したものです。その会社で働くためのルールブックですから、会社としては、従業員に就業規則の内容をきちんと理解してもらうことが求められます。前職の会社では、就業規則の内容を従業員に知ってもらうために、渡していたのだと思います。



「知らない」と言われないためということですね。



そうかも知れませんが、会社のルールを深く知って欲しいという想いがあったのかも知れませんね。ルールの周知という点では、就業規則を印刷して渡すのもよいですが、入社時に就業規則を説明する時間を確保するという方法もあります。実際、入社時に総務から手続き等の説明をされる時間があると思いますので、その時間を長くして、就業規則の中でも重要な点は説明していくのもよいでしょう。



なるほど。従業員に守ってほしいこと等は、しっかり伝えたいと思いますので、入社時に時間を確保する方法が当社にはよさそうです。



就業規則の内容も重要ですね。就業規則の規定が実際の取り扱いと違っては困りますし、最近の職場を取り巻く環境にも対応できているかも確認したいですね。例えば、情報管理においては、SNSなどの取り扱いルールなども定めておきたいところです。



ここ数年、当社の就業規則を見直していないので、一度点検した方がよさそうですね。



そうですね。新型コロナの感染拡大を経て、職場環境も大きく変わっていますので、就業規則を見直すにはよいタイミングではないかと思います。



確かにそうですね。早速、就業規則を確認してみたいと思います。

ONE POINT

- ① 就業規則は、会社で働くうえでのルールブックになるため、内容と実態が合っていること、時流にあっていることが求められる。そのため、定期的に見直す機会を設けるとよい。
- ② 就業規則の内容を理解してもらうために、例えば入社してきたときに、時間を確保して、会社が守ってほしいこと等、就業規則の内容を説明するという方法がある。

低下傾向にある 若年労働者がいる事業所の割合

若年人口の減少等により人手不足が深刻化しています。ここでは、2024年9月に発表された調査結果※などから、若年者の雇用状況をみていきます。

若年労働者がいる割合が低下

上記調査結果によると、**2023年の若年労働者（調査基準日現在で満15～34歳の労働者）がいる事業所は73.6%**で、前回結果の**2018年より2.4ポイント減少**しました。**2018年も2013年から4.7ポイント減少**しています。

産業別の状況

次に産業別に若年労働者がいる事業所の割合をまとめると下表のとおりです。

若年労働者がいる割合が最も高いのは、金融業、保険業で88.1%でした。2018年からの

増減では、学術研究、専門・技術サービス業と製造業、運輸業、郵便業、金融、保険業だけが増加しています。

事業の長期継続には、若年労働者を含めた人材の採用と定着が不可欠です。この調査結果でも7割以上の事業所で若年労働者の定着対策を実施しており、特に、**労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励**や、仕事と家庭の両立支援などに取り組む事業所が増えています。

若年労働者の定着に課題を感じている方は、こうした調査結果なども参考にされてはいかがでしょうか。

産業別若年労働者がいる事業所割合（%）

	若年労働者がいる事業所計					
			若年正社員がいる		正社員以外の若年労働者がいる	
	2018年	2023年	2018年	2023年	2018年	2023年
建設業	78.3	73.3	77.6	73.2	9.6	6.1
製造業	73.1	74.5	68.3	69.6	25.2	24.2
電気・ガス・熱供給・水道業	88.7	80.5	86.8	79.0	16.7	11.9
情報通信業	85.9	82.1	83.5	77.7	24.5	20.7
運輸業、郵便業	65.8	67.2	64.3	63.0	23.7	21.4
卸売業、小売業	76.0	72.4	59.1	55.5	41.7	39.2
金融業、保険業	87.2	88.1	86.1	86.6	13.9	14.6
不動産業、物品賃貸業	77.3	66.8	69.0	60.3	24.6	24.9
学術研究、専門・技術サービス業	78.5	80.4	75.9	76.8	19.2	20.9
宿泊業、飲食サービス業	82.7	77.2	45.0	47.9	70.5	60.4
生活関連サービス業、娯楽業	77.4	71.6	67.5	60.4	47.7	47.7
教育、学習支援業	85.5	81.5	74.2	69.8	55.6	49.7
サービス業（他に分類されないもの）	68.3	64.6	60.7	55.5	27.2	24.1

厚生労働省「若年者雇用実態調査の概況」より作成

※厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査の概況」

産業、事業所規模別に無作為抽出した5人以上の常用労働者を雇用する事業所17,355事業所、当該事業所で就業している若年労働者22,958人を対象にした、2023年10月1日時点の状況についての調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/4-21c-jyakunenkokyou-r05.html>

令和6年度65歳超雇用推進助成金のご案内

本助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の定期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高年齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースがあります。

Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

概要

以下のいずれかを実施した事業主に対して助成を行うコースです。

A. 65歳以上への定年引上げ

C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

B. 定年の定めの廃止

D. 他社による継続雇用制度の導入

支給額

措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

【A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定めの廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数（注）	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定めの 廃止
		<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

【C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 【D. 他社による継続雇用制度の導入】

措置内容 60歳以上 被保険者数（注）	66～69歳	70歳以上
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します。

（注）60歳以上被保険者数とは、支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者の数となります。また、A～Dのいずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢（Dの場合、他の事業主における継続雇用年齢も同様）が70歳未満である場合に支給します。

主な支給要件

（1）制度を規定した際に経費を要した事業主であること。

（2）制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。

以上のほか、高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること等が必要です。

申請受付期間

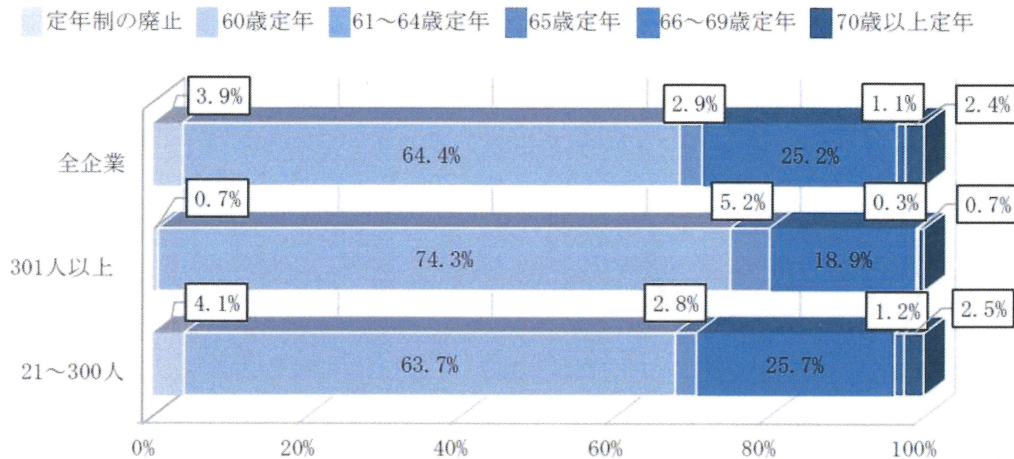
A～Dの措置の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日（15日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は翌開庁日））まで

※ 「65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）支給申請書」に必要な書類を添えて、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京および大阪は高齢・障害者窓口サービス課。以下「都道府県支部」という。）に支給申請してください。

※ 各月ごとの予算額上限もしくは四半期ごとの予算額上限の超過が予見される場合、または、各月の申請受付件数の動向から、各月の予算額上限を超える恐れが高いと認める場合、支給申請の受付を停止する場合があります。

人手不足の進行で 約 3 社に 1 社となった 65 歳以上定年企業

企業における定年制の状況



厚生労働省は昨年末、令和 6 年「高年齢者雇用状況等報告」(6 月 1 日現在))の集計結果を公表しました。その結果が概要は以下のとおりとなっています。

企業における定年制の状況

65 歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は 32.6%[1.8 ポイント増加]

この中で特に注目したいのが、65 歳定年以上の定年制を採用している企業の増加です。65 歳以上の定年(定年制の廃止を含む)制を採用している企業の割合を企業規模別で見ると、以下のようになっています。

全体 32.6%(30.8%)

21～30 人 39.1%(37.3%)

31 人～300 人 31.5%(29.7%)

301 人以上 20.6%(18.1%)

このように全体で 32.6%と、ほぼ 3 社に 1 社が 65 歳以上の定年制を採用しており、中でも 21～31 人規模企業では 4 割に迫る数値となっています。民間企業においては未だ 65 歳定年の義務化がなされている訳ではありません。そんな中、65 歳以上の定年への引き上げを行っている背景には人手不足があります。人手不足の深刻化により、60 歳以上にシニア社員も重要な戦力となっている企業が増加しており、そうしたシニア社員のモチベーションを下げることなく、現役感をもって働いてもらうために、定年の引き上げが積極的に行われています。

実際に定年の引き上げを行う際には、退職金制度や賃金制度、場合によっては役職定年制度などの見直しも必要となってきます。

M & A 譲渡情報

業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 温泉旅館	関東地方	1千700万円	応相談
イベントプロデュース	関東地方	4億円～5億円	応相談
スーパーマーケット	関東地方	20億円	応相談
精神科クリニック	関東地方	3億円～4億円	応相談
建築資材の卸・内装建築工事	関東地方	5億円	応相談
IT/WEB・メディア・情報通信	関東地方	4億円	応相談
精神科クリニック	関東地方	6千万円	応相談
内科クリニック	関東地方	9千万円	応相談
内科クリニック	関東地方	1億円	応相談
特定健康食品・医薬品等の製造・販売	関東地方	5億円～10億円	応相談
プロジェクションマッピング会社	関東地方	2千万円	応相談
プラスチック成型業	関東地方	5千万円	応相談